

カジノストップ！ 3つの裁判が合同に

維新ジャーナル「10月から月2億円の土地賃貸料発生」はウソ

11月1日の裁判では、今年9月に新たに提訴した「昨年12月から行われている液状化対策工事で賃料をゼロにし、施工業者を随意契約したことの不当性を争う訴訟」が裁判所の判断で合同となり、法廷では新たに加わった原告が意見陳述を行いました。これまでの裁判では、

①「税金788億円の土地改良費用は不当」（2022年7月提訴）、②「市有地を格安賃料で貸すのは違法であり、カジノ事業者との賃貸契約の差し止め」

（2023年4月提訴）が合同で審理されてきました。

そして今回、前述の第3の訴訟が9月に行われました。

いずれも大阪市民による住民監査請求を経ての裁判で、原告は合計23人、弁護団17人の規模となりました。

大阪市「土地改良工事中は賃料は発生しない契約」

昨年9月28日、大阪市とカジノ事業者が「実施協定」の締結とともに「土地賃貸契約」を結んでいましたが、今年の9月にカジノ事業者が「解除権」を放棄し、10月からIR・カジノの準備工事が始まりました。維新大阪市議団発行の維新ジャーナルが衆議院選挙前に「月額約2億円の賃料が発生する」と書いて宣伝し、一部マスコミも同様に報じていました（マスコミはその後、記事を訂正）。

この問題について、裁判では次のようなやりとりがありました。

原告：「カジノ用地を引き渡したのに、賃料が発生しないのは違法だ」、「大阪市は、報道機関に訂正の説明をしているが、市民には説明を拒んでいる」

被告：大阪市とカジノ事業者は、「液状化対策工事をする部分は賃料が発生しない契約を結んでいる。月2億円にはならず、来年3月末までに確定」

裁判長は、調書の正確性を期すためと、何度も市の言い分を確認し「10月から2億円の賃料発生」の訂正は事実かどうか確認を求めましたが、大阪市はその場では答えませんでした。

★今後の裁判日程

次回 1月27日（月）11時～

大阪地裁 202号法廷

報告集会は弁護士会館で

次々回 3月19日（水）11時～



写真上：11月1日 裁判終了後の報告集会 弁護団と原告

写真下：10月18日 第2次監査請求「意見陳述会」の様子

報告集会に100人が参加 「大阪市のウソは許さない」

3つの裁判の弁護団長から「訴えの主旨と現状」が報告され、それぞれの原告代表から決意が述べられました。

カジノ用地格安賃料差し止め訴訟の原告・藤永のぶよさんが「大阪市民は平気でウソをついて市民の財産を食い物にしている」と怒りの表明をしました。「会場代カンパ」が約4万円寄せられました

第2次監査請求 市民451人が提出



松井元市長らに約1,000億円の損害（33年間余りで）賠償を求め第2次住民監査請求は市民451人（9月20日現在）が提出。10月18日に市役所内で意見陳述会が行われ、31人が参加しました。

陳述は予定の5人が行ったあと、3人が挙手して発言しました。

監査委員からの質問に、藤永のぶよさんは、「民間企業ならこんなことは許されない」「大阪市の市長や議会は維新が多数を占められておるなかで正しい監査を！」と求めました。これに対して、森監査委員代表は「監査は市長・議会がどうあれ中立です」と返答しました。

監査委員4人のうちの維新市議は、腕を組んだり、貧乏揺すりをしたり、メモは一切取らずに終始不機嫌な様子でした。藤永さんの維新市政批判や議会の維新支配を批判する発言には苦笑い気味でした。自民党会派の市議は終始メモを取って聞いていました。

監査結果は11月20日頃に出る予定で、それを踏まえた新たな訴訟が準備されています。